平成２５年（フ）第２８５号
広島市中区三川町５番４号
債務者　株式会社シルク
代表者代表取締役　瀬川　信也
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥苑　泰弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後２時
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６１号
福岡県久留米市長門石３丁目１番56号
債務者　有限会社久留米急送
代表者代表取締役　有馬　利幸
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　智美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午前10時
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１１７６号
大阪府東大阪市中新開１丁目14番31―112号
第２エイサイハイム
債務者　平岡　博史
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤木　達郎
4　破産債権の届出期間　平成25年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９４号
北海道亀田郡七飯町桜町２丁目８番27号
債務者　伊藤　　豊
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兼平　誠也
4　破産債権の届出期間　平成25年５月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月26日午後４時
6　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１２４８号
大阪市阿倍野区西田辺町２丁目10番31号
債務者　藤原　和子
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　美紀
4　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月17日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４号
岡山市東区西大寺川口152番地３、旧住所岡山市東区西大寺射越296番地６
債務者　藤原千奈津
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松原玲子
4　破産債権の届出期間　平成25年６月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０１号
岡山市南区藤田2260番地２
債務者　辻　　秀幸
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藥師寺隆史
4　破産債権の届出期間　平成25年６月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２７号
岡山市北区横井上234番地111
債務者　塚本　晃久
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　敬之
4　破産債権の届出期間　平成25年６月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４７号
名古屋市天白区表山１丁目1207番地
債務者　池田　秀之
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榊原正治朗
4　破産債権の届出期間　平成25年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午前10時55分
6　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１号
岐阜県多治見市市之倉町４丁目78番地
債務者　加藤　幹雄
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　昌巳
4　破産債権の届出期間　平成25年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第３８号
北海道苫小牧市北光町４丁目10番13号
債務者　島西　政治
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細谷　祐輔
4　破産債権の届出期間　平成25年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第３０９４号
東京都世田谷区船橋１丁目54―７
債務者　迫間　康則
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志甫　治宣
4　破産債権の届出期間　平成25年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月28日午後４時
6　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７号
秋田市飯島長野上町１番74号
債務者　舘岡　重敏
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江野　　栄
4　破産債権の届出期間　平成25年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７７３号
東京都江戸川区南葛西６丁目21―21―605
債務者　小田桐清和
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　正章
4　破産債権の届出期間　平成25年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７８４号
東京都荒川区西尾久６丁目８－１
債務者　中川　繁之
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉羽真一郎
4　破産債権の届出期間　平成25年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月６日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
東京地方裁判所民事第20部